

2022年 7月28日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

「アセット・ナビゲーション・ファンド（株式80）／（株式60）／（株式40）／（株式20）」
＜愛称：Aナビ80／60／40／20＞
繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「アセット・ナビゲーション・ファンド（株式80）／（株式60）／（株式40）／（株式20）」（以下、各ファンドといいます。）は、1999年10月に新規設定され、多くの皆様にご愛顧いただいておりますが、近年はその純資産総額が低迷している状況となっております。2013年7月以降は、4ファンド全てにおいてその受益権口数は10億口を下回る状況が続いております。弊社では、このような状況を勘案し、各ファンドの信託約款の規定に基づいて、以下の日程にて繰上償還（運用を終了し、その時点の価額に基づいてお客様に資金をお返しすること）することを予定しておりますので、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

◎異議申立手続きの対象受益者の確定基準日	: 2022年7月28日（木）
◎対象受益者からの異議申立受付期限	: 2022年9月7日（水）
◎異議申立者による買取請求開始	: 2022年9月16日（金）
◎異議申立者による買取請求終了	: 2022年10月5日（水）
◎信託終了日（予定）	: 2022年10月19日（水）
◎償還金支払開始日（予定）	: 2022年10月20日（木）

※繰上償還が確定した場合、各ファンドの購入申込は、2022年9月16日以降、受け付けないことといたします。なお、換金申込は、引き続き、2022年10月17日まで受付いたします。

このたびの繰上償還にご同意いただける場合は、特別なお手続きは必要ございません。

繰上償還にご同意いただけない場合には、繰上償還に対する異議申立を行なうことができます。

各ファンドそれぞれについて、ご同意いただけないお客様の2022年7月28日現在の受益権口数の合計が、2022年7月28日現在における受益権総口数の過半数となった場合には、繰上償還は行なわれません。

私ども日興アセットマネジメントは、これからも、お客様からお預かりした資産の運用成果の実現を第一義としてまいり所存でございます。引き続きご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

当繰上償還に関してご不明な点がございましたら、以下の日興アセットマネジメント「お問合せ窓口」までお願いいたします。

フリーダイヤル：0120-25-1404

〈営業時間：午前9時～午後5時／土、日、祝・休日は除きます。〉

（注）上記フリーダイヤルは日興アセットマネジメントのお問合せ窓口になります。お客様の取引状況については同フリーダイヤルではご回答できません。お客様の取引残高については各ファンドをご購入された販売会社にお問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。

◆繰上償還の内容および理由

各ファンドの信託約款の規定に基づき、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうものです。

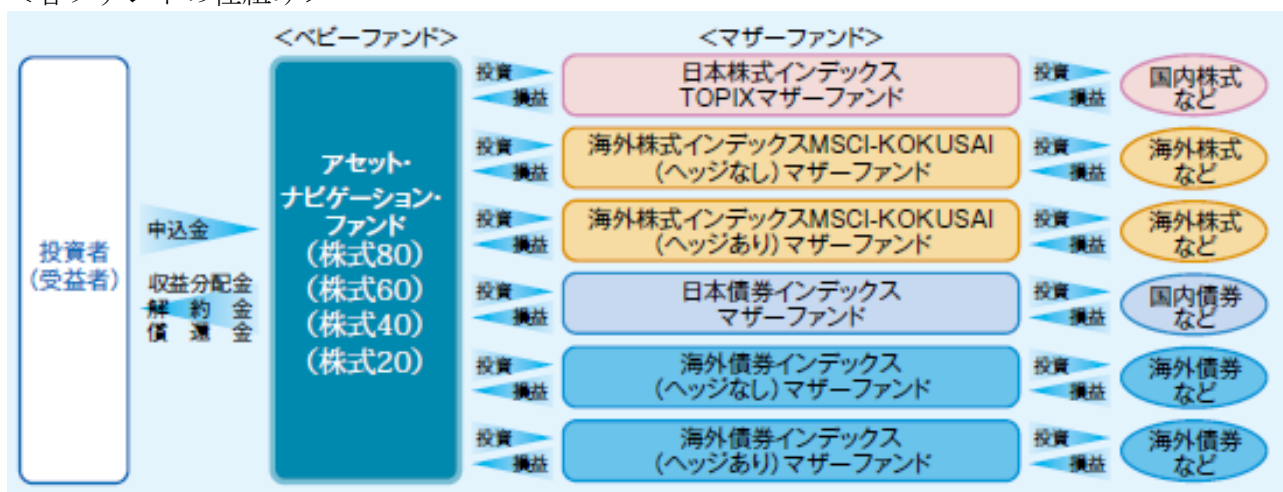
【繰上償還の理由】

各ファンドは、1999年10月に運用を開始いたしました。近年はその純資産総額が低迷している状況となっており、2013年7月以降は、4ファンド全てにおいてその受益権口数が10億口を下回る水準となっております。

各ファンドの信託約款では「受益権口数が10億口を下回ることとなった場合には、異議申立の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書においても繰上償還に関する当該規定が説明されております。このように、各ファンドの受益権口数は10億口を下回る状況が続いているため、弊社では信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

◎ご参考

<各ファンドの仕組み>

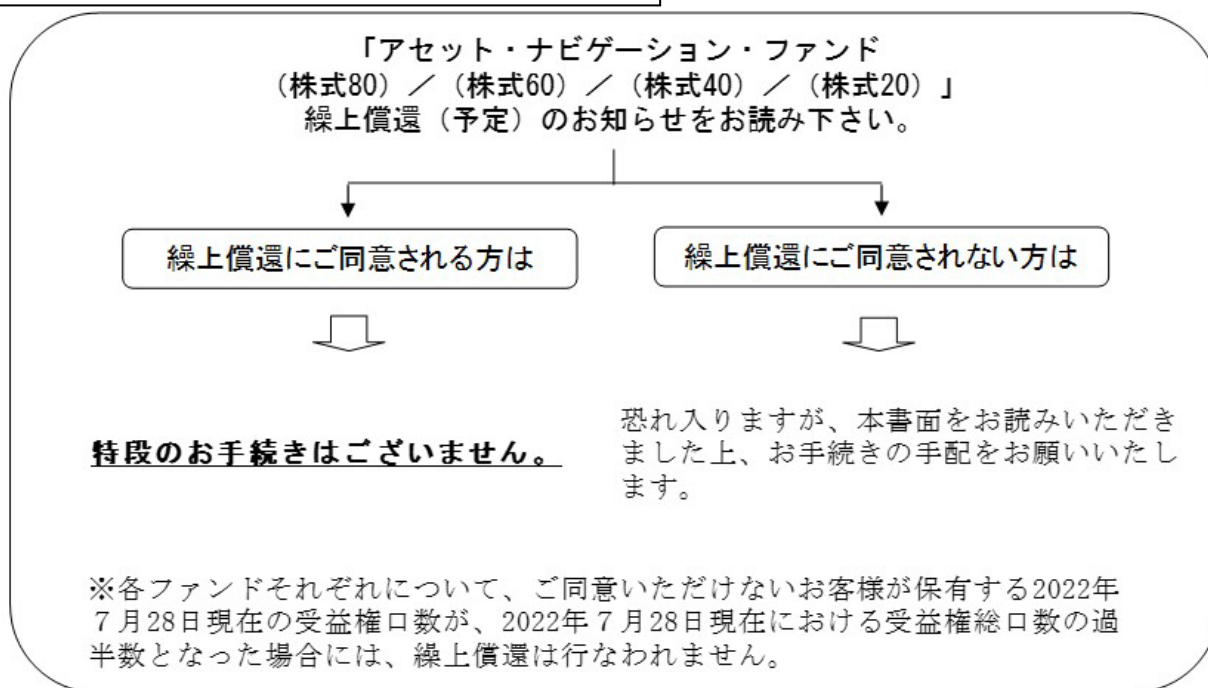


<各ファンドの状況（2022年6月30日現在）>

ファンド名	純資産総額	受益権口数	基準価額	累計分配金
Aナビ80	1.45億円	0.76億口	19,030円	110円
Aナビ60	1.64億円	0.90億口	18,165円	120円
Aナビ40	3.01億円	1.80億口	16,712円	120円
Aナビ20	5.29億円	3.56億口	14,871円	180円

※累計分配金は、設定来にお支払いした収益分配金の総額（税引前、1万口あたり）です。

◆繰上償還に係る異議申立の手続きについて



【異議申立の根拠】

- 各ファンドの繰上償還にあたり、2007年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第32条とその関係法令に基づいて、お客様は異議申立を行なうことができます。

【対象ファンド】

- アセット・ナビゲーション・ファンド(株式80)
アセット・ナビゲーション・ファンド(株式60)
アセット・ナビゲーション・ファンド(株式40)
アセット・ナビゲーション・ファンド(株式20)

【異議申立の方法】

- このたびの繰上償還にご異議のあるお客様は、2022年7月28日から2022年9月7日までの間に、下記の必要記載事項をご記入の上、封書にて弊社までご郵送下さい。なお、異議申立書の受付は2022年9月7日弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承下さい。

<必要記載事項>

- ①発信日(日付)：お客様が投函される日付をご記入下さい。
- ②お名前・お電話番号・ご住所：アセット・ナビゲーション・ファンドの各ファンドを保有されている販売会社にお届けいただいているものをご記入下さい。
- ③ご購入の販売会社・部支店名・口座番号：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、販売会社名・部支店名・口座番号をご記入下さい。
(ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。)
- ④ファンドの名称：異議申立される対象ファンドをご記入下さい。
- ⑤保有口数：販売会社から郵送された取引報告書等をご参考に、2022年7月28日現在で保有されている各ファンドの受益権口数をご記入下さい。
(ご不明な場合は、販売会社の担当者までお問い合わせ下さい。)
- ⑥ご異議を申し立てる旨の文言
：一例として、「上記ファンドの繰上償還に異議を申し立てます。」などの主旨の記載をお願いいたします。

<異議申立書の送付先>

〒107-6242 東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー
日興アセットマネジメント株式会社 異議申立受付窓口

- 異議申立をされたお客様に対しては、異議申立書面の郵送にかかる郵便代金相当額として、84円分の切手をお返しいたします。2022年9月15日発送予定の買取請求関連書類とともに、弊社から直接、対象のお客様宛に発送いたします。

【異議申立の判定】

- 各ファンドそれぞれについて、期間中（2022年7月28日から2022年9月7日まで）にご異議を申し出られた受益者が保有する2022年7月28日現在の受益権口数の合計が、2022年7月28日現在における受益権総口数の2分の1を超えないときは、2022年9月15日に繰上償還の届出を行ない、2022年10月19日をもって繰上償還させていただきます。

【買取請求】

（2007年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条の2に基づく買取請求）

- 各ファンドそれぞれについて、繰上償還を行なうこととなった場合、ご異議を申し出られた受益者は、自己の保有する受益権についてファンドの信託財産をもって買取することを、2022年9月16日から2022年10月5日までの間に、弊社所定の手続きに基づいてファンドの受託会社（野村信託銀行株式会社）に対し請求することができます。（繰上償還を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、ご異議を申し出られた受益者の皆様に対して、あらためてご案内させていただきます。）
- なお、ご異議を申し出られた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。また、異議申立の期間中および買取請求の期間中においても、信託約款の規定に従って一部解約を請求することができます。

【買取価額】

- 買取価額は、各ファンドそれぞれについて、この繰上償還が行なわれない場合に受益権（ファンド）が有すべき公正な価額（受託会社でお客様からの買取請求に必要な書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額）とします。
- なお、一部解約時と同様に、この買取によって生じた差益は譲渡所得とみなされ、原則としてお客様ご自身で確定申告を行なっていただくこととなります。
- 買取請求による換金の場合、受託会社からお客様の銀行口座への送金に係る手数料および買取計算書の郵送費用をお客様にご負担いただきます。

【個人情報の取扱について】

- ご異議の申出によって弊社が取得したお客様に関する情報は、異議申立、買取請求の手続きを行なうために使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
- お客様に関する情報は、漏洩・滅失・毀損の防止、その他個人データの保護のために適切に管理されます。
- ご異議を申し出られたお客様に関しましては、お客様の情報を販売会社および受託会社と弊社との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。なお、司法機関または行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合は、お客様に関する情報をお客様の同意なく当該機関に開示することがございます。
- お客様が弊社に提出された個人情報の照会および修正等をご希望される場合には、1頁目に記載の弊社お問合せ窓口までご連絡下さい。
- ご異議を申し出られたお客様が受託会社に対して買取請求を行なう場合、当該お客様は受託会社に個人番号に関する確認書類を提出する必要がありますので、予めご了承下さい。なお、個人番号に関する情報は、受託会社から販売会社および弊社に共有されることはございません。

【ご注意点】

- 異議申立書につきましては、3頁目に記載の<必要記載事項>の記載漏れがないようお願いいたします。弊社から販売会社へ記載内容の確認を行ないますので、部支店名や口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へご登録されているものと異なる場合等には、異議申立の意思表示が無効となる場合があります。

◆基準価額と純資産総額の推移

※下表のデータは、1999年10月29日から2022年6月30日までが対象期間となります。
 ※基準価額は、分配金（税引前）を再投資して計算したものです。

■ アセット・ナビゲーション・ファンド（株式80）



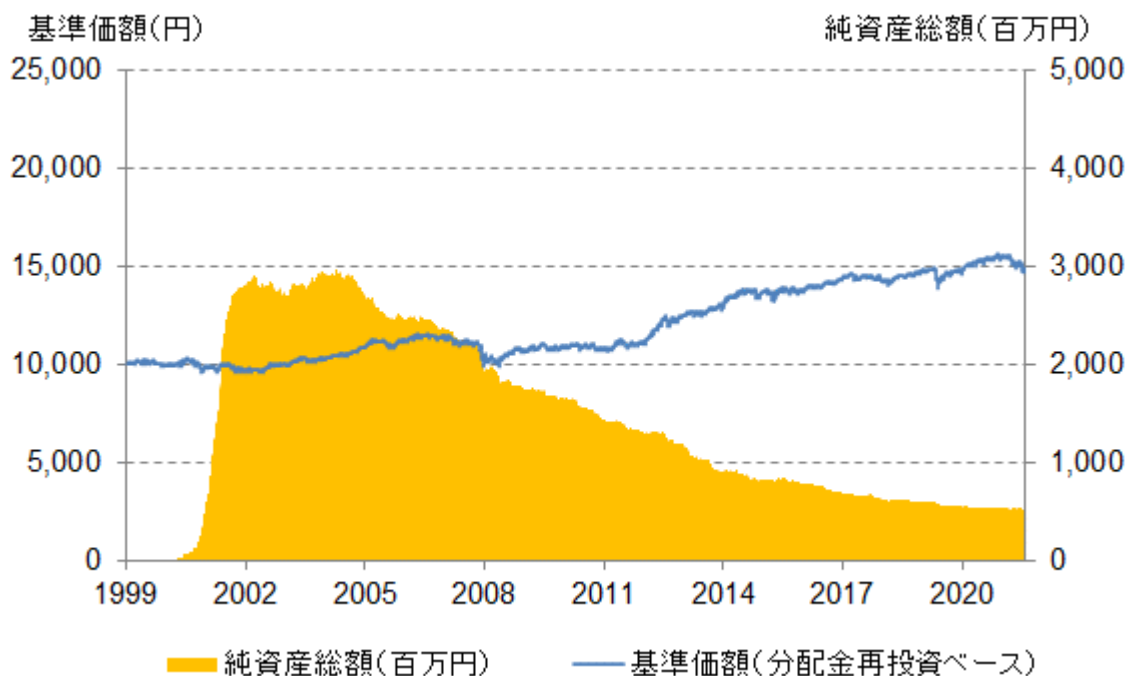
■ アセット・ナビゲーション・ファンド（株式60）



■ アセット・ナビゲーション・ファンド (株式40)



■ アセット・ナビゲーション・ファンド (株式20)



以上